

平成21年3月4日

**周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会 報告書概要**  
**～周産期救急医療における「安心」と「安全」の確保に向けて～**

- 1 厚生労働省の組織の連携強化による縦割り解消
  - ・ 厚生労働省の救急医療担当と周産期医療担当の連携の更なる強化  
(平成21年1月1日 救急・周産期医療等対策室を設置)
  
- 2 周産期医療対策事業の見直し
  - ・ 周産期母子医療センターの指定基準について、地域のニーズに沿うよう幅を持たせつつ、中長期的視点にたって見直す
  - ・ 現行の周産期母子医療センターの診療機能を明示
  
- 3 救急医療・周産期医療に対する財政支援とドクターフィー
  - ・ 周産期母子医療センターについて、周産期医療に関する診療実績を客観的に評価する仕組みを検討
  - ・ 医師の活動に対するドクターフィーのあり方を検討
  - ・ 出産育児一時金の引き上げ
  - ・ 公務員である医師の兼業規程の運用について周知
  
- 4 地域におけるネットワーク
  - ・ 搬送元医療機関等に搬送する搬送体制（戻り搬送）を促進
  
- 5 医療機関等におけるリソースの維持・増強
  - ・ 出生1万人対25～30床を当面の目標として、地域の実情に応じたNICUを整備
  - ・ 後方病床拡充によるNICUの有効利用  
GCUや一般小児科病床等への手厚い看護職員配置による対応能力の強化。
  - ・ 全国の重症心身障害児施設等の後方病床や短期入所病床の整備を支援

- ・人的リソースの維持・拡充

適切に処遇するための医師への手当等に対する支援策を検討。当直翌日の勤務緩和、短時間正規雇用や交代勤務制等による勤務環境の改善を推進。新生児科の標榜や専門医の広告を認めることを検討。

## 6 救急患者搬送体制の整備

- ・救急患者の病態に応じた搬送・受入基準を作成
- ・重症患者に対応する医療機関を定め、地域の実情に応じた受入迅速化、円滑化の方策を検討・実施
- ・県境を越えた医療機関との救急搬送ネットワークを構築

## 7 搬送コーディネーター配置等による救急医療情報システムの整備

- ・情報通信技術の活用等により周産期救急情報システムを改良
- ・搬送コーディネーターを地域の中核医療機関又は情報センター等に配置

## 8 地域住民の理解と協力の確保

- ・地域住民への情報公開
- ・地域住民の啓発活動

住民主催の勉強会の開催など地域住民による主体的な取り組みを支援し、住民とともに地域の周産期医療を守っていくことが重要。

## 9 対策の効果の検証と改良サイクルの構築

- ・搬送先決定までの時間等のデータを収集し、地域ごとの実績を定期的に公表
- ・周産期救急医療を救急医療対策の中に位置づけるよう、医療計画に関する基本方針を改正